

平成30年(ネ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第1陣)

控訴人兼被控訴人(一審一審原告) 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

2019(令和元年)年6月 日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

準備書面(10)

(一審被告の悪質性2)

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝 

同 弁護士 広田 次男 

同 弁護士 鈴木 勇博 

同 弁護士 米倉 勉 

同 弁護士 笹山 尚人 

同 弁護士 高橋 力 

同 弁護士 大木 裕生 

同 弁護士 久保木 太一 

同 弁護士 川 口 智 也
外

多喜井
久山謹
印
人代

第1 はじめに	3
第2 一審被告の悪質性の補充	3
1 許されない原発事故の隠ぺい	3
2 30年前に遡る一審被告の事故隠ぺい	4
(1) 1989年, 福島第二原発3号機事故	4
ア 事故の概要	4
イ 一審被告の対応	4
(2) 1992年, 福島第一原発2号機事故	7
3 福島県が一審被告や国に対しあなたった重要な問題提起	8
(1) 福島県エネルギー政策検討会	8
(2) 福島県エネルギー政策検討会の「中間報告 とりまとめ」	9
4 一審被告による検査データの改ざん	11
(1) 2002年8月, 一審被告が改ざんを公表	11
(2) 公表後の福島県民等の反応	14
5 一審被告の事故隠しは2002年で終わらなかった	14
(1) 4年後, 再び繰り返されたデータ隠ぺい	14
(2) 法定検査でも, データを改ざん	16
6 このような一審被告の体質の問題点について	16
(1) 一審被告の非違行為	16
(2) 非違行為の背景にあるのは, 利益優先主義	17
第3 まとめ	18

第1 はじめに

一審原告らは、準備書面（7）において、「一審被告」の悪質性の主張を行った。本準備書面は、その続編である。

本準備書面でも、一審被告の悪質性を取り上げた。

一審被告は、データ改ざんや事故隠しを繰り返してきた。本準備書面では、一審被告が本件原発事故を引き起こすに至った、一審被告が抱える体質的悪質性を明らかにする。

そして、一審被告に本件原発事故を起こしたことの極めて重い責任が存在することを、重ねて明らかにすることが狙いである。

第2 一審被告の悪質性の補充

1 許されない原発事故の隠ぺい

これまで一審原告らが繰り返し準備書面で述べてきたとおり、原子炉内で起きていることは、原子爆弾と同じ核分裂反応であり、その潜在的な危険性は極めて大きなものである。その安全な管理・運営は、周辺住民の生命・身体の安全にとって極めて重要なことがらである。可及的に安全を確保するためには、様々な方策が重層的に取られるべきであるが、仮に原発施設内で事故が起きた場合に、それをすぐさま公表するとともに、原因を検証することが必要である。すなわち、透明性・説明責任の確保及びその結果に基づく再発防止対策の確実な実行であり、これは安全確保のための重要な方策の1つである。その意味で、事故の隠ぺいなどはあってはならない事柄なのである。

しかし、一審被告は本件原発事故においてさえ、炉心損傷の事実を隠ぺいしようとするなど、説明責任をまっとうに果たそうという姿勢は非常に薄かった。そして、後述するように、その隠ぺい体質は、歴史的に相当根深いものがある。以下、詳述する。

2 30年前に遡る一審被告の事故隠ぺい

(1) 1989年、福島第二原発3号機事故

ア 事故の概要

1985（昭和60）年6月21日、福島第二原子力発電所3号機が運転を開始した。その4年後の1989（昭和64）年1月6日、同3号機で再循環ポンプが破損するという、大事故の発生が発覚した（以下「破損事故」という）。

この破損事故では、まず、冷却水を原子炉内に送る、原子炉再循環ポンプが異常振動を起こし、回転軸の振幅が通常の約4倍に跳ね上がり（甲 A773号証の6）、同年1月6日には設計上の基準値の0.38ミリのみならず設計上の許容値の0.5ミリを超えた。そして、その振動により、重さ100キロのステンレス製の水中軸受けリングと羽根車の一部が破損して数十キロもの金属片が原子炉再循環ポンプ内に入り込んだ。

原子炉再循環ポンプとは原子炉（圧力）容器内の原子炉冷却水を、原子炉再循環ポンプによりジェットポンプを介して炉心へ強制循環させる装置である。福島原子力発電所で採用されている、沸騰水型原子炉（BWR）で使用される水には冷却材と減速材（中性子の速度を制御）としての2つの役割が与えられている。この重要な役割を担う水の自然循環に加えて、再循環ポンプによる強制循環を追加することで、出力と安定性を増大させることができるとされている。

イ 一審被告の対応

（ア） 破損事故に話を戻すと、3号機では1988（昭和63）年12月3日から中性子の量が増大し、原子炉が自動停止した。中性子の量が適正でないという場合には、原子炉内の核分裂反応を的確に制御できない。その意味で、中性子の異常増量は、重大な事故である。

同月 12 日には原子炉圧力容器からタービンに蒸気を送る配管の安全弁に異常が見つかり原子炉を手動停止している。原因は点検作業の過程での電気配線のミスにより、弁に接続している駆動軸に過大な力が加わり、軸の根元部分が折損したという事故である（甲 A773号証の2）。自動停止は、機械が重大事故につながりかねない異常を探知して、自動で発電を停止させるものであり、手動停止は、職員自身が機器の数値等から異常を感じて、重大事故につながりかねないと判断して発電を停止させるものである。どちらも緊急事態ないしそれに準じた状況が生じたことを示すものであるといえる。

破損事故は、地元紙（福島民報）が「前例のない重大事故」と報じたもの（甲 A773号証の1）である。そして、当時の福島第二原発所長・宇佐美武氏が「結果的に判断が甘かったと言われても仕方がない。その時に処置していれば未然に防げたかもしれない」（甲 A773号証の2）というように、「甘い判断」で前兆を見逃し、十分に防止可能だった事故を実際に引き起こしてしまったのである。

自動停止・手動停止を行うなどという緊急事態が生じたのであるから、細心の注意をもって点検を行うべきであった。そして、入念な点検を行っていれば、本件破損事故の徵候をつかむことは十分可能であり、破損事故を防ぐことができたものと合理的に考えられる。

しかし、そのような点検を怠ったために、一審被告は、1989（平成元）年1月1日まで再循環ポンプの異常を発見できなかった。

(イ) 再循環ポンプは、上述のように、原子炉の安全制御・運転の要となる設備である。その機能損傷は原子炉の制御不能に繋がりかねない重大なものである。また、この破損事故によってポンプ内に入り込んだ、座金の一部が、仮に原子炉内に入り込めば燃料棒を傷つけ、

一時冷却水を汚染する可能性（つまり、放射性物質が原子炉格納容器から漏れ出す可能性）もある、当時としては世界でも前例のない重大なものであった（甲 A 7 7 3 号証の 3、同 A 7 7 3 号証の 6）。

しかし、この事故対応につき、一審被告は、①事故をすぐさま報告しなかつただけでなく、②公表した内容には「事実のごまかし」があった。そこから見えてくるものは、一審被告が原子炉の安全運転よりも、目先の短期的な利益（稼働率の向上）を優先する姿勢である。

(ウ) まず①についてみると、一審被告としては、一刻も早い事故の報告を国または福島県民に行うべきであったが、重大事故の発生を福島県民が知ったのは実に 1 か月後の 2 月 3 日であった。

さらに、②に関しては、当初の一審被告の発表は「1 月 6 日に異常振動が生じ、同夜、原子炉を停止し、7 日から予定通り定期検査に入った」というものであったが、のちにそれが虚偽であることが判明した。

実際の事故状況は以下のとおりである。

異常振動とそれに伴う警報が始まったのは 1 月 1 日であり破損はこの時点から生じていたと考えられる。しかし、一審被告は、第二原発 3 号機の定期点検が同月 7 日に控えていたために、1 月 1 日の警報や 5 日～6 日の警報を無視して運転を続けていたのである（甲 A 7 7 3 号証の 1）。

これは、福島県のエネルギー政策検討委員会（後述）が言うとおり、「稼働率を上げよう」（甲 7 7 8 号証）と考えたり、「対策を実施することが社会的に現状の安全性への不安を招き、設置許可取消訴訟への影響や長期運転停止につながりかねないことを心配し、対策を不要とする意識」（甲 A 4 5 号証 14 頁（背景要因）等）などの、

利益優先主義が原因である。

6日には振動計が振り切れたうえ、14時間以上も警報が鳴り続けていた。原発の立地4町（大熊町・双葉町など）にはさすがに1月6日中に連絡が入ったが、それでも振動計が振り切れるようになってから14時間以上たってからであった。

このことが新聞報道されるや否や、多くの福島県民・国民の不安と怒りを招き社会問題となっていた（甲 A773号証の1～7）。

しかも、一審被告は事故当初、「部品回収に全力」を挙げるとしていたにもかかわらず、すぐに「安全性が確認できれば未回収でも運転することもあり得る」と方針転換し、福島県民・国民の不安・怒りは更に深刻なものとなった（甲 A773号証の2）。

「住民と事業者との安全性に関する認識のずれ」が明らかであつた。

(エ) こうした一連の問題を重視した福島大学の6割の教官有志は、1990（平成2年）年4月、当時の福島県知事に公開質問書を提出するにいたった（甲 A774号証）。

しかし、結局、一審被告は、このような申し入れを無視して、原発を再稼働した。利益優先のために情報を隠し、事を小さく見せようとして、稼働継続につなげようとする姿勢が顕著にみられる出来事といえる。

(2) 1992年、福島第一原発2号機事故

事故に対する真摯な検証を怠る事業者は、失敗を繰り返す。1989年の福島第二原発3号事故から3年後、一審被告は、今度は同第一原発で事故を引き起こした。

1992（平成4）年の9月29日、第一原発2号機で原子炉の水位

が通常よりも低いことを示す「原子炉水位低」という信号が発信され、原子炉が自動停止した。

その後、更に水位が低くなったことを示す「原子炉水位低低」という別信号が発信された。原子炉水位が著しく低下すれば、核燃料棒が水から露出し、最悪メルトダウンに至る。この時は、ECCS（緊急時炉心冷却装置）という、緊急時に炉心に大量の水を送り込み炉心の水位を下げる安全確保の命綱と言われる装置が作動し、事なきを得たことが明らかになった。

しかし、この時にも一審被告はその事故の第一報において、ECCSが作動した事実を報告しなかった。このことが、のちに判明し、問題となつた（甲 A775号証の1～4）。

ECCSが作動する事態は、原子力発電の緊急事態を示すものであり、安全のために確実にかつ速やかに自治体等に通報すべき事柄であったが、一審被告は「事故に至らなかつたため」としてこれを行わなかつた。

しかし、緊急事態であることに変わりないのであるから、いち早く自治体等に伝えるべき事柄であった。許されない情報の隠ぺいが行われた一例といえる。

3 福島県が一審被告や国に対しおこなつた重要な問題提起

（1）福島県エネルギー政策検討会

2001（平成13）年5月に当時の福島県知事であった佐藤栄作久氏は、「福島県エネルギー政策検討会」を立ち上げた。背景は、以上のような一審被告による情報の隠ぺいのほか、その後に続いた数々の原発不祥事がある。1995（平成7）年には、動力炉・核燃料開発事業団（当時）が運営する高速増殖炉「もんじゅ」において、ナトリウム漏えい事故の現場を撮影したビデオ映像を編集・隠ぺいした事件があった（甲 A776号証）。

の1ないし2)。1999年には、茨城県東海村でいわゆるJCO臨界事故が起こり(甲A777号証)、日本の原子力事故で、はじめて死者が出た。また同年には関西電力高浜原発3号機で使用予定だった、イギリス原子燃料公社(BFNL) 製造のMOX燃料ペレットの寸法データが改ざんされていることが明らかになった(甲A778号証2頁参照)。こうした一連の事件等を、国・事業者の隠ぺい体質の顕れと把握した福島県により、福島県エネルギー政策検討会が設置されるのである。

(2) 福島県エネルギー政策検討会の「中間報告 とりまとめ」

福島県エネルギー政策検討会は、破損事故に端を発して、その後の原子力事業に関する情勢から、原子力発電の安全性に疑問を持ち始めた福島県が、その安全性等を問い合わせるために平成13年5月に設置したものである。大学教授・技術評論家・科学ジャーナリストなど11人の有識者、欧州調査をおこなった県職員、国の原子力委員会委員などとの意見交換を行うなどして、中間報告のとりまとめまでの1年半の間に計23回開催され報告書にまとめられた(甲A778号証)。

その福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」として作成された、『あなたはどう考えますか?~日本のエネルギー政策~ 電源立地県福島からの問いかけ』(平成14年12月発行)に、次のような記述がある。(以下甲A778号証、p2~4引用)

— 本県においては原子力発電所の再循環ポンプの損傷事故(昭和64年)や共用プール設置における国の約束反故(平成5年)などの事故や事件がありました。

さらに、平成7年12月には、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の事故が発生し、意図的な事故情報の隠ぺい等が明らかになるに至り、本県は、「今後の原子

力政策の基本的方向について、改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と考え、平成8年、新潟県、福井県とともに総理大臣との懇談においても「国は新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」旨の提案を行いました。

また、プルサーマル計画について、本県は、平成9年に「核燃料サイクル懇話会」を設置して、約1年間をかけて検討を行い、平成10年、「核燃料サイクルについて広く国民・県民の理解を得ること」など4つの要請事項を付して、全国で初めて事前了解を行いました。しかしながら、その後、MOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故など相次つぐ不祥事や事故が発生し、国民・県民の理解が後退している中、平成13年1月、突然、プルサーマルを実施しようとする事業者の動きがテレビで全国に放映されました。

さらに、平成13年2月8日には、「すべての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」との方針が、一方的に事業者から発表され、しかし、その翌日には、「国策として進めるべき原子力発電については、今後とも計画通り推進」するとの修正がなされました。このように、国策としていたん決めた方針は、国民や立地地域の住民の意向がどうあれ、国家的な見地から一切変えないとする一方で、自らの都合により、いとも簡単に計画を変更するといった、国や事業者のブルドーザーが突進するような進め方は、本県のような電源地域にとって、地域の存在を左右するほどの大きな影響を与えかねないものです。こうした動きに左右されず、地域の自立的な発展を図っていくためには、電源立地県の立場で、エネルギー政策全般について検討し、確固たる考えのもとに対処していく必要があると考え、エネルギー政策検討会を設置しました。（「あなたはどう考えますか？～日本のエネルギー政策～」福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」）――

この文書が示しているのは、原発立地県の原発政策に対する不信の申

し立てである。「新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」という表現が物語るように、事故を隠ぺいする、事実を明らかにして地元民との間で合意形成を図ることとしない「古い体質」を刷新しない限り、地元としては協力できないという強い不信感である。これは、なかなか言える話ではない。

しかし、一審被告は、福島県からの強烈な批判等を受けたにもかかわらず、その後もデータ改ざん行為を行うなど、隠ぺい体質を改善することはなかった。

4 一審被告による検査データの改ざん

(1) 2002年8月、一審被告が改ざんを公表

2002（平成14）年8月29日突然、一審被告は29件の検査データの改ざんや検査結果の隠ぺいをしてきたことを記者会見で発表した（甲A779の1～26）（以下「検査データ改ざん・隠ぺい事件」という）。

この発表は、エネルギー政策検討会の開催中であったため、同検討会でも（甲780の1）「原子力発電所における自主点検作業記録にかかる不正問題について」論議され、中間報告書に記載された。

さて、公表された検査データ改ざん・検査結果隠ぺいは、1980年代後半から1990年代にかけて、一審被告が米ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル（GEI）社に発注した福島第一原発を含む原子炉施設の「自主点検」作業において行われていたものである。

改ざんの内容は、図表1（甲A778号証15頁）に示した。シュラウド・シュラウドヘッドボルト・蒸気乾燥器、アクセスホールカバー、炉心スプレイスパージャ、ジェットポンプ、炉心モニタハウジングなど重要な炉心機器の「ひび割れの存在」やその徴候、摩耗などについて、事実を確認しながら「なかつたこと」にする等不正な検査結果等を報告するもので

ある。

【原子力発電所における不正問題案件の概要(福島県内分)(平成14年11月30日現在)】

福島県県民安全室

区分	福島第一原子力発電所						福島第二原子力発電所			
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
原子炉格納容器漏えい率検査不正	■									
再循環系配管ひび	△	△	△	△	△				△	
炉心シラウド	●A	●A	●A	●B	●A			●B	●A	●B
ドライヤー	●A						●C			
炉心スプレイスパージャ	●B									
アクセスホールカバー		●C			●C	○				
シュラウドヘッドボルト	○	○				○				
ジェットポンプ(入り口配管)	○									
ジェットポンプ(セットスクリュー等)						○		○	○	○
ジェットポンプ(計測用配管)						○				
中性子計測配管				●B						
レンチ置き忘れ			●C							
総中間報告検告	原子炉給水系配管溶接部ひび					▽				
	シュラウドサポートひび	▽				▽				
	ジェットポンプ計測配管損傷							▽		

【凡例】 ■既に取替え、又は修理済みのもの。

- 国の定期検査時に不正(偽装工作)があったもの。
- △ 再循環系配管の自主点検でひびが確認されたが、国に報告がなされなかったもの。
- 自主点検の結果、ひび等が確認されたにもかかわらず、点検記録を改ざんし、国の調査結果で不適切な対応と評価されたもの。国のA～Dの評価区分は次のとおり(A～Cを●とした。)
 - A:技術基準適合義務を遵守していなかった可能性のあるもの。
 - B:通達等に基づく国への報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性がある。
 - C:自主保安のあり方として適切とはいえない。
 - D:問題点は見出せなかった。
- G Eの指摘により、自主点検の結果と東電の報告書等に食い違い等が見られたが、国が問題点は見出せなかった(評価D)としたもの。
- ▽ 総点検中間報告で、東京電力(株)が情報提供することが望ましかった事案として報告されたもの。

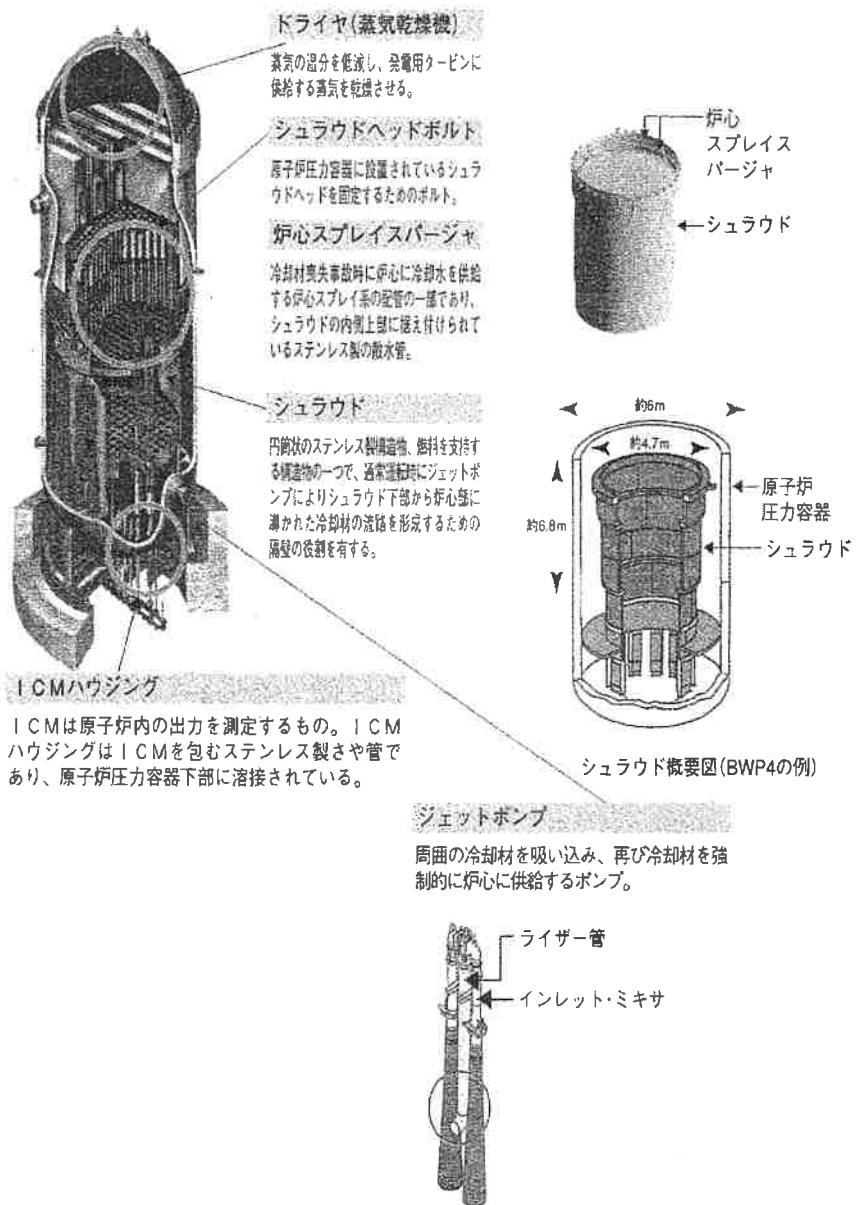
(図表1)

ここで、シュラウドとは、原子炉圧力容器内部に取り付けられた円筒状のステンレス製構造物(隔壁)で、燃料集合体や制御棒等を収納している。その機能は、ジェットポンプによりシュラウド下部から炉心部に導かれた冷却水の流路を確保するための仕切り版の役割を果たす大切な部位である(図表2参照)。

図表1に見るように、福島第一および第二原発の10基のうち、8基の炉心シュラウドに異常があり、しかもそのレベルは、評価A「技術基準適合義務を遵守していない可能性のあるもの」である。技術基準適合義務と

は、電気事業法39条で定める安全基準であり、これに適合しない可能性があるということは、要は、「原発に求められる安全性を保っていない」という意味であり、緊急事態といえる。

【原子炉圧力容器内構造図】



(図表2、甲A778号証17頁より)

図表2から明らかなように、シュラウドは、燃料棒を格納する場所であ

る。したがって、シラウドないしその周辺の部位のひび割れ等を放置した状態で稼働を続ければ、それが亀裂になるなどして圧力容器から放射性物質が大量に漏れ出す等、大事故につながりかねないことは明らかであった。当時の一審被告や原子力安全・保安院は、「直ちには」重大な事故とはならない状態であったなどと述べているが（甲 A 7 7 9 号証の 3），それは誤った評価である。この点は後に詳述するが、検査データ改ざん・隠ぺいが発覚せず放置されたままになれば、大事故つながる可能性が十分にあつたことは看過してはならない。

（2）公表後の福島県民等の反応

このデータ改ざん等の公表以後、連日の報道がなされ、一審被告は厳しい強い社会的非難を受けていた（甲 A 7 7 9 号証の 1～25）。報道からは、福島県民・国民の関心が極めて高かったことがうかがえる。

原子力発電の安全性は、適時・適切な検査と修理により保たれているものと当時の福島県民・国民は考えていたし、事実適時・適切な検査・修理を行う責務が一審被告には課せられていた。これらの約束事がきちんと守られなかつたことの重大性からすれば、福島県・福島県民等の反応は、当然のものといえる。

5 一審被告の事故隠しは2002年で終わらなかつた

（1）4年後、再び繰り返されたデータ隠ぺい

2002年8月のデータ隠ぺいは、南直哉社長はじめ、社長経験者5人が引責辞任するという事態まで発展した。本来ならば、これ以降はデータ隠しなどの不祥事は、なくなりそうなものである。

しかし、驚くことに一審被告は、その後も改ざんを繰り返した。

検査データ改ざん・隠ぺい事件から4年後の2006年11月柏崎刈羽原子力発電所で、また同年12月には福島第一原子力発電所復水器海水出

入口温度測定データの改ざんを継続的にしてきたことが発覚した（甲 A 7 8 1 証、甲 A 7 8 2 号証）。この改ざんは何が問題なのか。

海水温度データは、原子炉の安全管理に直接繋がるような重大な問題ではないとなど、侮ってはならない。

原子力発電所では、核燃料物質を燃焼させて、発生した熱エネルギーを利用して蒸気タービンを回して発電する。この時、発電のサイクルとして蒸気タービンを回すために使われた蒸気を、復水器と呼ばれる装置で冷却して水に戻している（復水）。こうして、原子炉の連続的・安定的な冷却が可能になり、はじめて原子炉は安全に制御される。

この時、蒸気と熱交換するのは海水であり、海水を取水して、熱交換すると当然海水温は上昇するのである。そして、海水の温度上昇の程度は、発電プラントの運転状態を示す数値の1つであり、数値に誤りがあれば、原発の運転状況を把握するための指標が1つ失われることになる。したがって、絶対に看過できない問題であった。

また、海水温が大きく上昇したままであれば、温かい海水を施設外に放水することにより生態系の変化が生じる可能性があり、周辺海域の漁業に悪影響を及ぼす危険性を有している。そのため、電力会社は原発が設置されている自治体との間で安全協定を結び、排水の温度が大きく上昇するこがないように取り決めている。

安全協定にかかわるような事項で、データの改ざんが行われるならば、もはや協定は機能しない。周辺自治体との信頼関係を決定的に損なうものである。このような、重要なデータの改ざんの理由につき一審被告は、原発稼働時に海水温が上昇した際に、改善のための工事に手間や費用がかかることから、データ改ざんで乗り切ったと報告している。当然許されるような理由ではなく、住民との信頼関係を根本から破壊するような重大な非違行為であった。

(2) 法定検査でも、データを改ざん

さらに深刻なのは、翌2007（平成19）年には1月31日に第一・第二原発10基のうち9基で法定検査のデータの改ざんが判明したことである。法定検査のデータ改ざんは、検査の意味を蔑ろにするものであり、断じて許されない悪質な行為である。改ざんは昭和50年代前半から平成14年3月にかけて行われており、その総回数は188回にも渡っていたということである（甲A783号証）。

加えて、2007（平成19）年3月30日に、当時の電力会社12社が、総点検を報告したところ、実に300項目、数千件にわたる事故隠し・データ改ざん等の大小さまざまな不正が報告されるに至った（甲A784の1）。

この報告がされた後も、2007年3月31日の各種新聞報道で、①第一原発の3号機で、稼働開始から2年もたたない1978（昭和53）年11月に、制御棒が抜け、重大事故を発生しかねない臨界事故を発生させたトラブルを隠していたこと、②第一原発2号機が1984（昭和59）年10月21日のトラブルで自動停止になっていたことも隠ぺいしていたこと、③第一原発の4号機で1994年に制御棒が抜けるトラブル発生を隠したことなどが判明し福島県で再度の衝撃が走った（甲A784号証の1～3）。

6 このような一審被告の体質の問題点について

(1) 一審被告の非違行為

これまで指摘してきた一審被告の事故隠しやデータ改ざんを振り返っても。まず事故隠しは、①再循環ポンプや炉心シュラウドという、原発の安全制御に極めて重要な部分におけるものだった。また、炉心シュラウドの事故は、技術基準適合義務を遵守していない可能性があると

いう重大なものだった。

2002年のデータ改ざんは、経営陣の大量退陣につながった。それでも、わずか4年後に、②一審被告は安全協定を蔑ろにする改ざん（海水温データ）を行い、また③法定検査で改ざんを繰り返した。後者においては4半世紀におよび、総数は188回にも上るというものである。検査データを改ざんしたり隠ぺいしたりすることが常態化すれば、必要な修理を行えず壊れてしまい、大事故につながりかねないことは明らかであり決して許されない。

(2) 非違行為の背景にあるのは、利益優先主義

そして、そのような隠ぺい等が行われてしまう最大の原因の一つは、原子力発電を止めたくない、「原発利用率の向上」等という利益優先主義であることは自明である。第2の1（1）で述べた破損事故などは、1週間後に迫った定期検査までは、「ごまかしながら運転を継続使用」というもので、安全のための1週間の停止前倒しができないという、露骨な利益優先主義、安全軽視主義である。

通常、民営企業は、利益優先を旨とする。もっとも、原子力発電につき、この利益優先主義が前面に出てしまうことは、原子力発電を止めたり、予算がかさむような安全対策が求められるような知見・研究の存在を柔軟に受け入れようとする姿勢・体制の欠如をもたらしたりすることにつながる。

他方、原子力発電の持つ壊滅的危険性からすれば、利益優先主義は反省され、安全性がまずもって優先されるべきであり、万が一にでも事故を起こしてはならない数々の対策を行わなければいけないはずである。

その安全優先主義が原子力事業に求められることは、原子力事業等に関する以下のような種々の規制に、はっきりと表れている。

すなわち「原発の設置に関して、原子力安全委員会が1964（昭和

39年) 5月27日にいわゆる「立地審査指針」において「万が一にも事故を起こさない」という方針が定められた。そして、この方針に基づいて原発が設置されたこと、原子力基本法2条で「安全確保を旨」とし、「災害の防止」を目的とする炉規法や「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えない」ために事業者が順守する技術基準を定める電事法39条等が存在する。

これらの法令等の趣旨からすれば、原子力事業に関わる事業者は当然、「常に安全の側の立場に立って」万が一にでも事故を起こさないための万全の対策をしなければならなかった。

そして、「常に安全の側の立場に立って」、安全優先主義でいるのであれば、一審被告は原発施設内で事故が起きた場合にも、それをいち早く公表し、原因を検証し、対策をしっかりととするという透明性・説明責任の確保と、速やかな事故防止対策をしなければならなかつた。事故の隠ぺいなどはあってはならない事柄なのである。そこに手を抜くのであれば、安全優先主義足りえないからである。

しかし、一審被告は原子力事業に関する安全優先主義の理念に反して、あってはならない情報の隠ぺい・データの改ざん等を行うような利益優先型の企業体質が作り出され、改善されないまま今日まで来てしまった。

そして、一審被告自身は、そのような利益優先主義の体質を改善しなかつたがために今回の未曾有の「公害」を起こしてしまった。

この体質が本件原発事故につながったことは一審被告が自ら反省しており、悪質性を自認しているとおりである(甲A45号証)。

第3 まとめ

以上の一審被告の起こした数々の事故とその対応から明らかのように、利益優先のため原発による発電稼働率を確保し、安全をおろそかにする一審被告の

姿勢・体質は原子力発電運営当初から一貫して変わることがなかった。

このような、原子力事業者として許されない、姿勢・体質を多数の機会があつたにもかかわらず、一度も改めることなく有し続けたことは極めて悪質である。そして、その悪質な姿勢・体質が本件事故を引き起こして、一審原告らの人生・財産・コミュニティ・アイデンティティ等を破壊してしまったのである。

その責任が極めて重いことは明白である。

そして、かかる一審被告の重大な悪質性や、これまでの準備書面で指摘してきた諸要素は、一審原告ら控訴理由書にて引用した甲 A618 号証 3 頁で指摘している考慮要素のとおり、

- ①故意または重大な過失が認められるとき
- ④侵害行為に至る経緯または侵害行為の対応が悪質であること
- ⑥侵害行為後の侵害者の行為が悪質又は不誠実と認められるとき
- ⑦侵害行為により生じた結果に至る経緯が悲惨であるとき
- ⑧被害者が日常生活または、社会生活を営む上で侵害行為を回避することが困難と認められるとき
- ⑨侵害者と被害者との間に信頼関係を基礎とした人的関係があり、それが毀損されたとき
- ⑩被害者の重大な人格的利益が侵害されたとき

等の種々の事由に該当するといえる。本準備書面との関係では特に④と⑦が該当するものといえる。

そして、これらの事実は、損害賠償における慰謝料金額算定の評価において、これを大きく増額させる重要な事由になるのであり、決して軽視してはならないものである。

なお、原告らが主張する「ふるさと喪失（剥奪）損害」は、既に主張しているように精神的慰謝料的側面と、財産権等物質的な損害の側面とを持つ複合的な権利である。

一審原告らとしては、本書面や準備書面（7）等で指摘している主張においては、このうちの慰謝料的側面の部分における増額事由としての主張をしているものである。

以上